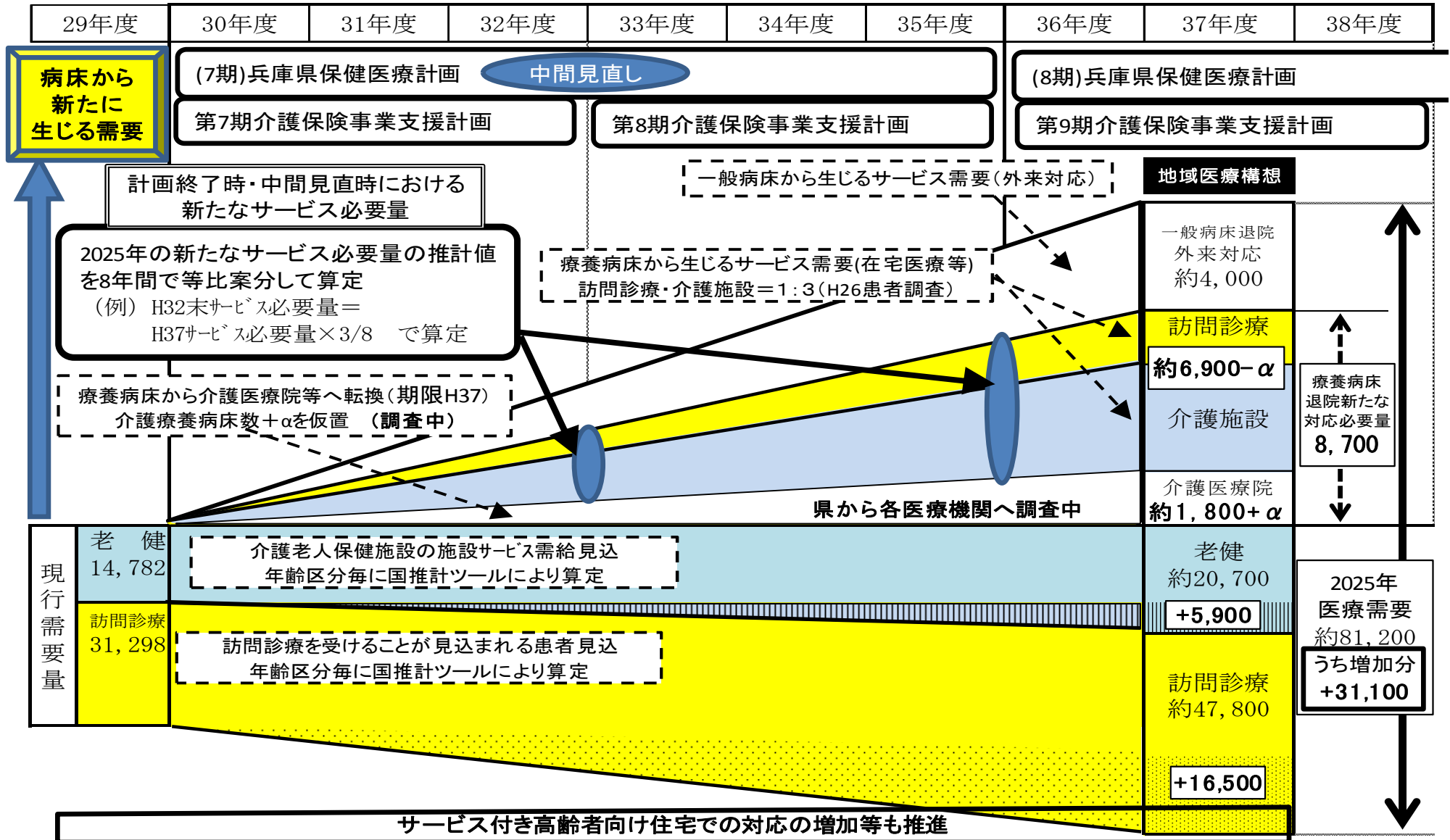


# 兵庫県保健医療計画と老人福祉計画(介護保険事業支援計画)の整合性の確保

地域医療構想における新たな在宅医療等の需要

2025年には、新たな在宅医療等の将来見込み量が約3万人増加



## 地域医療構想で試算した新たに対応すべき在宅医療等の需要量の考え方

### I 入院患者から生じる新たな在宅医療等の需要量 約12,700人

医療機能の分化と連携により、高齢化による増える入院患者が地域へ退院していくことより、在宅医療等（訪問診療、介護施設）の需要量が増加する。

### II 保健医療計画、介護保険事業支援計画、市町の介護保険事業計画での需要見込みの整合性確保

保健医療計画と介護保険事業支援計画で対応すべき需要について、外来医療対応、訪問診療対応、介護サービス対応を目指す需要量について調整を行う。

具体的には、国が示した考え方に基づき、県で試算した値を市町に示した上で、各圏域で地域の実情に応じて各サービス需要の調整を行うこととする。

## 在宅医療・介護施設で対応するサービス見込みの考え方

### 一般病床からの退院増による需要増 約4,000人

一般病床からの退院増による需要増加は、ほぼ外来医療で対応していることから、外来医療で対応する。（国方針）

### 療養病床からの退院増による需要増 約8,700人

療養病床からの退院増による需要増加は、一部は介護医療院への転換で対応し、残りは、訪問診療と介護施設で対応する。

#### I 介護医療院の転換見込

今後国が示す調査方法により、介護療養型医療施設等からの転換見込みを調査する。（8月中）

#### II 訪問診療と介護施設の需要量

国が市町別に示す需要量（別紙）について、介護医療院への転換量を除いた量に、H26 患者調査結果に基づき、訪問診療：介護施設＝1：3で按分して、各需要量を試算する。（県から市町別に仮提示、介護医療院転換調査後本提示（9月上旬））

### 各計画での目指す需要量の調整

- ・各計画の目標数は、H37（地域医療構想の目標年度）の各需要量を年度ごとに等比案分で試算する。
- ・圏域の協議の場において、県及び市町が協議を行い、地域の実情に応じ全体数を変更しない範囲で、サービス量の調整を行う。
- ・各圏域で調整した需要量を保健医療計画、介護保険事業支援計画、市町の介護保険事業計画での需要見込みとする。

※ 別途自然増加分の需要もあることに留意が必要